

環境省告示第三十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十八条の十五第一項の規定に基づき、平成二十八年環境省告示第三十九号により公示した指定海域を変更したので、同条第二項及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）第十四条の規定に基づき、変更後の当該指定海域を次のとおり公示する。

令和元年十一月二十一日

環境大臣 小泉進次郎

北緯四十二度三十七分四十七秒・〇五東経百四十一度三十八分五十五秒・一五の点、北緯四十二度三十七分二十四秒・二二東経百四十一度三十九分三十秒・六三の点、北緯四十二度三十六分七秒・五五東経百四十一度三十九分三十秒・六七の点、北緯四十二度三十五分三十九秒・三八東経百四十一度三十七分四十秒・一九の点、北緯四十二度三十六分八秒・四一東経百四十一度三十七分二十七秒・八

五の点、北緯四十二度三十七分二十四秒・九〇東経百四十一度三十七分二十九秒・〇七の点及び北緯四十二度三十七分四十二秒・八四東経百四十一度三十八分二十秒・六四の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

附 則

この告示は、公布の日から適用する。